

## 宮崎市子どもの居場所づくり事業実施要領

本要領は、宮崎市が子どもの居場所づくり事業を実施するにあたって必要な事項について定める。

### 1. 事業目的

宮崎市で生活保護を受給している被保護者及び「宮崎市自立相談支援センター」の相談者等（以下、「生活保護受給者等」という）のうち、中学生、高校生及び若年層の不就学・不就労者等を対象に、家庭や学校以外の「居場所」の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行うとともに、学習支援や進路相談を行い、高校進学や高校中退防止を目指すなど、子どもたちがその置かれた状況にかかわらず、将来への夢をもって成長し、社会的自立への一歩を踏み出せるよう支援することを目的とする。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、宮崎市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他本市が適当と認める民間団体に、事業の全部または一部を委託することができる。

### 3. 支援対象者及び事業参加の決定方法

本事業の支援対象者は、生活保護受給者等のうち、本市が事業対象として適当であると認めた中学生、高校生、若年層の不就学・不就労者及びその他本市が本事業の対象として適当であると認めた子どもとその保護者とする。

なお、支援を行うに当たっては、対象者本人の意思に基づき、福祉事務所の確認により事業への参加が決定されることとする。

### 4. 事業内容

1に掲げる目的を達成するため、本事業では次の（1）～（6）に掲げる取組等を実施する。

#### （1）学習支援・教育支援

- ①個別やグループでの学習支援（学校への提出物や課題などの支援を含む）を実施する。また、必要に応じてタブレットを活用した支援を行う。
- ②不登校や高校を中退するおそれがあるなど特別な事情がある支援対象者に対して、教育相談等を実施し、必要に応じて在籍する学校等と連携するなど、復学や社会的な自立に向けた支援を行う。また、不登校状態の中学生が本事業へ参加した場合、指導要録上の出席扱いとすることができるため、対象者の事業参加状況について、各学校へ報告を行う。
- ③支援対象者に対して進路相談を実施し、支援対象者が目標を持って当事業に参加できるよう支援し、必要に応じて各種制度を利用した進学のための資金計画等の助言を行う。
- ④保護者に対して、電話や面談による相談支援を実施し、子どもの養育に必要な情報提供や助言を行う。必要に応じて、家庭環境の改善を含む世帯全体の支援に繋がるよう、宮崎市福祉事務所、宮崎市自立相談支援センター、フードバンクや子ども食堂等の支援団体及び

医療機関等の関係機関との連携を行う。

(2) 居場所づくり

- ①様々な背景や特性のある支援対象者一人ひとりに寄り添い、支援対象者が気軽に足を運び、相談や交流ができる居場所を提供し、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行う。
- ②経験不足を補い視野を広げるために、社会見学や職場体験、調理実習、ボランティア活動、スポーツ交流会などのイベントを月1回程度実施する。

(3) 訪問支援

- ①支援対象者及び支援を受けたい意思を有しながら来所できない者に対し、家庭訪問を含めた支援を行う。
- ②支援対象者が在籍する学校を年1回以上訪問し、支援対象者の学校での状況や本事業の参加状況等を共有し、不登校や進学などの課題解決に向けた対応策を検討する。
- ③その他、必要に応じて関係機関を訪問し、情報共有を図り、一体となって課題の解決に向けた取組を行う。

(4) 学習支援ボランティアの募集及び選定

生活保護者等の子ども達が、将来への夢をもって成長し、社会的自立への一歩を踏み出せるよう支援することに理解と熱意を有すると認められる者であって、支援対象者に適切な学習支援が行える学習支援ボランティアを募集し選定する。

(5) ケース会議

支援対象者の本事業への参加状況や学習・生活状況等の情報を共有し、課題解消に向けた対応策を検討するためのケース会議を、月に1回以上開催する。

(6) その他の支援

その他、事業の目的を達成するために必要な支援を行う。

## 5. 事業の実施方法

具体的な事業の実施方法は、「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（平成27年7月27日社発第0727第2号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」）に従うこととする。また、本事業を委託にて実施する際には、別途「業務委託仕様書」に従うこととする。

## 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。